

長 建 協 発 第 400 号
平成 27 年 12 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公務員倫理規程の遵守について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国家公務員が利害関係者から贈与・接待等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招く行為を禁止することを目的として、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行されています。

今般、九州地方整備局では、同法及び同規定の遵守を職員に周知徹底するにあたり、同局職員と利害関係者となり得る業界関係者に対する協力要請が別添のとおりまいっております。

つきましては、別添「ここがポイント公務員倫理」を参考に、「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」遵守に対する協力方につき特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。